

1	仕様書 5 委託業務の内容	質問の内容	「一過性の相談支援」の判断は、受託者が独自で判断するのでしょうか。判断基準があればお示しください。
		質問内容への回答	ご質問いただきました一過性の相談支援については、1回の相談支援で完結できる相談支援を想定しています。ただし、本委託業務は、相談者の状態像等から相談者の主訴を1回の相談支援においてアセスメントできない場合や本来であれば1回の相談支援で完結できる相談内容であっても1回の相談支援では完結できないケース等を含みます。
2	仕様書 9 実施体制（3）のA	質問の内容	常勤1職員1名以上の基準を満たしていれば、他の職員は非常勤でも可能でしょうか。
		質問内容への回答	常勤1職員1名以上の基準を満たしていれば、他の職員は非常勤でも可能です。
3	仕様書 9 実施体制（3）のA	質問の内容	仕様書4.（2）（ア）に定義される「ソーシャルワーカー」であれば、相談支援専門員の資格がなくても従事相談員としての業務を実施することができますか。
		質問内容への回答	仕様書4.（2）（ア）に定義される「ソーシャルワーカー」であれば、相談支援専門員の資格がなくても従事相談員としての業務を実施することが可能です。 なお、本プロポーザルの参加資格として、要領6.プロポーザルへの参加資格（8）において、障害分野における相談支援事業所の指定を受ける者と規定しています。 人材確保が困難な地域性を踏まえ、仕様書4.委託業務の内容（2）（ア）については、相談支援従事者初任者研修の受講者を必須とはしません。 しかしながら、地域の相談支援体制の強化をめざす観点から相談支援従事者初任者研修の受講修了者による相談または、受講修了者との連携が望ましいと考えています。
4	提出書類 様式（4）	質問の内容	従事専門職の概要について、障害福祉分野の従事者とは、今回配置する予定者のことでしょうか。それとも事業所全体としての従事者を記載するのでしょうか。
		質問内容への回答	従事専門職の概要については、本委託業務に配置する従事専門職についての記載をお願いします。
5	実施要領 13.契約の締結	質問の内容	実施要領13.契約の項目におけるただし書きについて、業務内容の追加の可能性があるのでしょうか。また、業務内容の追加がなされた場合、委託金額の変更はあり得るのでしょうか。
		質問内容への回答	本委託業務については、仕様書に基づく事業を想定しています。 しかしながら、本委託業務は、地域住民の生活に直結する業務であるため、業務の実施と同時に、事業評価を実施します。 この事業評価により業務内容の追加、中止、置き換え等の見直しを実施する場合があります。 また、事業の見直しにより業務を加除修正する場合は、適切な事業費により事業実施する（事業費を増減させる）予定です。
6	仕様書 3.業務実施準備	質問の内容	仕様書3.（2）にある業務については、受託事業者確定後の業務となります。 この業務については、仕様書2.（2）に記載のある令和7年6月30日までに実施するのでしょうか。 また、令和7年6月30日までの前受託者の引き継ぎにかかる費用はどの様になるのでしょうか。
		質問内容への回答	仕様書3.業務実施準備の実施期間は、仕様書2.実施期間（2）に記載のある令和7年6月30日までに完了いただくことを想定しています。 また、仕様書3.業務実施準備を実施するにあたり、前受託者の協力が必須であるため、令和7年4月1日から令和7年6月30日までの期間において、前受託者との引き継ぎにかかる業務委託を締結する予定です。
7	仕様書 4.委託業務の内容	質問の内容	仕様書4.（1）（ア）を適切に実施するための研修会等への参加は、委託業務に換算することが可能でしょうか。
		質問内容への回答	人材育成は、事業所（使用者）の責務のひとつであるため、本委託業務においては、原則、研修会等への参加を委託業務に位置付けることはできません。 一方、本委託業務を適切に実施するため、受託期間中の制度改正説明会及び町または基幹相談支援センター並びに自立支援協議会が主催する研修会への運営参加については、委託業務に位置付けることが可能です。 なお、判断が難しい研修については、必要に応じ、町との協議により判断させていただくことを想定しています。

8	仕様書 4. 委託業務の内容	質問の内容	仕様書4.(1)(ウ)では、既存の福祉サービスに該当する支援は含まないと記載されています。指定特定相談支援事業所等の業務は、委託業務として位置づけることができないのでしょうか。また、指定特定相談支援事業所等が関わっていない人であっても通院同行など既存の福祉サービスに該当する支援は委託業務として位置づけることができないのでしょうか。
		質問内容への回答	受託者が指定特定相談支援事業所として担当している利用者からの相談を受けた場合、指定特定相談支援（障害サービス費）として報酬算定されているため、本委託業務に位置付けること（重複算定）はできません。一方、受託者以外の指定特定相談支援事業所の利用者が本委託業務を利用した場合は、本委託業務に位置付けることが可能となります。また、本委託業務については、原則、仕様書5.(1)委託業務の実施方法に記載のあるとおりの一過性の支援を想定しています。このことを踏まえ、指定特定相談支援事業所等が関わっていない人であっても、同行支援等が必要なケースについては、基幹相談支援センターを中心に対応することを想定しています。
9	仕様書 4. 委託業務の内容	質問の内容	仕様書4.(2)(ウ)では、自立支援協議会の事業への参加が記載されていますが、自立支援協議会の運営は、基幹相談支援センターに位置付けられています。本委託業務として、どのような役割での参加を想定されているのでしょうか。
		質問内容への回答	自立支援協議会の運営については、適切に実施できる法人等に委託することが可能と認識しています。その上で、本町の自立支援協議会は、町が直接運営する予定です。本委託業務の受託者においては、仕様書4.委託業務の内容(1)から(6)の事業を適切に実施するため、また、当該業務の一環として運営への参加を想定しています。
10	仕様書 4. 委託業務の内容	質問の内容	仕様書4.(2)(カ)では、台帳管理する利用者に対して、避難等を支援するとありますが、どの範囲の利用者を想定し、また、どのような避難支援を想定しているのでしょうか。
		質問内容への回答	本委託業務については、原則、仕様書5.(1)委託業務の実施方法に記載のあるとおりの一過性の支援を想定しています。一方、本委託業務における避難支援は、台帳管理するすべての利用者を範囲とします。このことから、避難支援については、避難の可否や避難の場所等についての相談に対する支援を想定しており、受託者が避難所まで移送する等の具体的な避難支援を実施するものではありません。ただし、台帳管理していない相談者（新規の相談者）についても上記の相談支援の実施を想定しています。
11	仕様書 9. 実施体制	質問の内容	仕様書9.(2)(ウ)では、実施日及び実施時間外の緊急連絡体制の構築が位置付けられています。本委託業務における緊急連絡体制はどのようなものを想定しているのでしょうか。
		質問内容への回答	本委託業務における実施日及び実施時間外の緊急連絡体制の構築は、対相談者ではなく、町または基幹相談支援センターからの緊急連絡に対応できる体制を想定しています。対相談者への相談支援については、実施日及び実施時間の範囲で実施することを想定しています。
12	仕様書 9. 実施体制	質問の内容	仕様書9.(3)(ア)に記載されている他の業務への従事について、町が想定する支障のない範囲の基準をお示しいただきたい。
		質問内容への回答	本委託業務における委託事業の実施に支障がない範囲において、他の業務に従事することができる基準は、国が示す他の福祉サービスの兼務の例を踏まえ、次の①及び②に該当する場合を想定しています。 ①同一法人が事業実施する同一敷地内または隣接する事業所の事業 ②他の事業に従事する時間帯においても本委託業務を適時かつ適切に実施できる状況にある場合 なお、上記は、一律に取り扱うものではなく、それぞれの事業及び人員基準の趣旨を踏まえ、個別に対応する予定です。 ※本委託業務と併せて実施する業務の人員基準に則った事業実施とすべきことに留意してください。

13	仕様書 10. 提出書類等	質問の内容	仕様書10.(2)(イ)に記載されている「大淀町委託相談支援事業実績報告書」及び「大淀町委託相談事業会議等実績報告一覧表」は、どのような内容を想定しているのでしょうか。
		質問内容への回答	福祉人材の確保が困難な地域性から、専門職の事務負担の軽減をめざしています。 本委託業務にかかる報告については、現時点において次の内容を記載いただくことを想定しています。 なお、受託者との事前調整及び受託期間中の評価により、適時、加除修正を加える予定です。 ①大淀町委託相談支援事業実績報告書 1. 相談受付日時 2. 相談者氏名 3. 相談者住所 4. 相談者の連絡先 5. 相談内容 6. 支援計画の有無 7. 支援の終結の有無 ②大淀町委託相談事業会議等実績報告一覧表 1. 会議名称 2. 会議の主催者 3. 会議の内容 4. 会議の開催日時 5. 会議の参加者 6. 参加記録の有無 また、報告書については、相談者ごとに整理するパターンと相談日時ごとに整理するパターンが想定できるため、ケースごとの相談については、受託者との調整により整理したいと考えています。
14	仕様書 10. 提出書類等	質問の内容	仕様書10.(2)(ウ)に記載されている基幹相談支援センターからの協力要請等に応じるとありますが、困難事例は、基幹相談支援センターが中心に対応するものと考えています。 具体的な協力要請の内容をお示してください。
		質問内容への回答	困難事例については、基幹相談支援センターを中心に対応します。 現時点において、仕様書10.(2)(ウ)に記載のある協力要請等については、情報提供、相談支援時への対応依頼及びケース会議等への参加を想定しています。 しかしながら、実際の支援については、想定外に対応も必要になる場合があると考えており、その際については、業務範囲内での対応を前提に、受託者との協議により対応する予定です。
15	その他 相談支援の対象者	質問の内容	仕様書から本委託業務の対象者は、知的障害者、身体障害者及び精神障害者等と読み取れますが、具体的な対象者の基準があればお示してください。
		質問内容への回答	本委託業務の対象者は、次のとおりです。 ①本町に住所を有し、地域で生活する障害者等 ②本町に住所を有し、他市町村で入所等の生活支援を受ける障害者等 ③他市町村に住所を有し、本町が障害サービスを給付する障害者等 ④本町に居住し、地域で生活する障害者等 ⑤上記①、②、③及び④の家族等 なお、本町に住所を有し、生活は他市町村の障害者等については、障害サービスの利用の有無、手帳の有無等により個別判断することを想定しています。 また、本委託事業は、福祉的な役割から医師の診断の有無や年齢等による条件を設けるものではなく、すべての相談を一次相談として対応することを想定しています。

16	別紙 プロポーザル評価基準	質問の内容	要領別紙の評価基準表の提案価格が得点と相違しています。 実際の配点は、どの様になるのでしょうか。
		質問内容 への回答	ご指摘のとおり、要領別紙の評価基準表の提案価格が得点と相違していました。 この相違については、人的なケアレスミスです。 令和7年2月18日に修正しています。 ご迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。